

表1 利用者等告示第三十一号のイで定める状態像

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7(歩行) 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※注1
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者	基本調査1-4(起き上がり) 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3(寝返り) 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2~3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8~4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2(移動) 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者	・基本調査1-8(立ち上がり) 「3. できない」
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	・基本調査2-1(移乗) 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※注1
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者	・基本調査2-6(排便) 「4. 全介助」
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1(移乗) 「4. 全介助」

※注1: 該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について、適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、介護支援専門員等が判断することになります。

表2 福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像

該当項目	例
i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者	パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象
ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者	がん末期の急速な状態悪化
iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は疾病の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者	ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避